

第51回熊野駅伝大会

時 2月8日(日) [受付]9:00~9:30
10:00 開始式
11:00 ショートコース スタート
(子ども会の部、女子の部、一般二部)
12:00 ロングコース スタート
(一般一部、中学生の部)
13:30 表彰式
※雨天決行(ただし、積雪や凍結などの状況によ
っては中止になる場合があります)

町民グランド周辺
[駐車場]第四小学校グランド、熊野高等学校
※駐車場の利用は8:30~大会終了となります。
なお、駐車場は台数に限りがあります。周辺への違法駐車は大変危険ですので、絶対にしないでください。

◎大会当日は、一部区間で車両通行止めとなります。通行される皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、大会の趣旨をご理解いただき、開催についてご協力くださいますようお願いします。

熊野駅伝大会実行委員会(ケンシン熊野体育館
(旧町民体育館)内) ☎854-7695
(教育総務課社会教育グループ)

保険・年金・福祉

令和7年分すこまポイントの
奨励金支給申請受付を開始します

令和7年1月1日~12月31日で貯めた「すこまポイント」の奨励金支給申請の受付を開始します。期間外での申請はできません。受付期間を確認のうえ、申請してください。
※奨励金は、所得税法上の雑所得に該当します。

支給申請について

時 1月5日(月)~30日(金) 8:30~17:15
※土日祝を除く
所 高齢者支援課窓口
持 令和7年用すこまポイントカード、印鑑、通帳
やキャッシュカードなど振込先がわかるもの

支給月

3月中旬

高齢者支援課高齢者福祉グループ
☎820-5605

ひとり親家庭のための『家計管理セミナー』のご案内

広島県ひとり親家庭サポートセンターでは、ひとり親家庭の人の仕事や生活をサポートするためのさまざまな事業を実施しています。ぜひご活用ください。

時 2月21日(土) 13:00~15:00
所 ZOOMによるライブ配信
対 ひとり親家庭の人 ￥無料(通信料は自己負担)
定 20人(先着順)

※メールまたはショートメールで受講決定通知をお送りします。

申 1月5日(月)から申込受付開始
※広島県ひとり親家庭サポートセンターのホームページからお申し込みください。



◀こちらからお申し込みいただけます

締 2月15日(日)まで
問 広島県ひとり親家庭サポートセンター
☎227-2377
(くまの・こども夢プラザ)

保険・年金・福祉

-20歳を迎えたみなさんへ-
国民年金の加入について

公的年金制度は、現役世代が親世代の生活を支えるために保険料の納付義務を果たし、将来は子ども世代に支えてもらうという考え方で作られた仕組みです。日本に住む20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務づけられています。

20歳になった人には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が送付されます。また、同封の「基礎年金番号通知書」は、生涯にわたり必要となりますので、大切に保管しましょう。



◀「20歳になったら国民年金」のご案内
詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください

問 広島南年金事務所 ☎253-7710
税務住民課保険年金グループ ☎820-5604

高齢者支援課高齢者福祉グループ
☎820-5605

「熊野町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」策定のための
アンケート調査を実施します

令和8年度に予定している「熊野町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」の策定および効果評価を行うことを目的として、高齢者のみなさんの生活の現状や意見などについてお聞きする調査を実施します。

対象者には調査票を郵送します。ご協力のほどよろしくお願いします。

▷調査の種類と対象者について

[調査①]高齢者のくらしについての調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

対 町内在住の要介護認定を受けていない65歳以上の人の中から無作為に抽出した1,500人

[調査②]在宅介護実態調査

対 町内在住の要介護1~5の認定を受けている65歳以上の人の中から無作為に抽出した600人

締 2月2日(月)まで

※同封の返信用封筒に入れてご返送ください(切手不要)。

※本調査で得られた情報は、目的以外で使用することはありません。

(高齢者支援課)

避難行動要支援者に関する調査を実施します

町では、災害発生時または災害が発生する恐れがある時に迅速に避難するために、第三者の支援が必要な人の名簿『避難行動要支援者名簿』を作成しています。

なお、この名簿は、災害時の支援を地域の助け合い(共助)のなかで可能な範囲で行うことを目的として作成しています。そのため、災害時の支援を保障するものではありません。災害に備えて、日ごろから地域とのかかわりや関係づくりを心がけましょう。



▷調査の実施について

時 1月下旬~2月

対 対象者には「調査表」を送付します。

①1月1日時点で町内に住所を有する人で、次のいずれかに該当する人

○75歳以上の高齢者のみの世帯の人 ○介護保険の要介護3以上の人 ○難病患者

○身体障害者手帳の障害の程度が1級または2級の人(視覚・聴覚障害については1~3級の人)

○療育手帳Ⓐ、Ⓑ、Ⓐ、Ⓑのいずれかをお持ちの人

○精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級または2級の人

②令和7年時点で登録済みの人

※昨年までの調査で登録されている人には、登録状況を送付します。変更などがある場合は、高齢者支援課へお申し出ください。

▷『避難行動要支援者名簿』調査実施から活用までの流れ

①調査の実施 町から対象者へ「調査表」を郵送します。

②申請書提出 名簿への登録を希望する人は「避難行動要支援者登録申請書」を提出してください。

③名簿の作成 調査表および申請書をもとに名簿を作成します。

④名簿の提供 名簿の提供を希望する『避難支援等関係者』に名簿を提供します。

※名簿は、個人情報の取り扱いに関する研修を受講し、町と協定書を交わした『避難支援等関係者』(自治会連合会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災組織)および警察・消防機関へ提供します。

⑤名簿の活用 名簿は、『避難支援等関係者』によって、日ごろの見守り活動や、個別避難計画の作成に役立てられます。

問 高齢者支援課 ☎820-5605